

第1回波崎タイムトライアルバイク

申込規約・誓約事項／競技規則

通称：波崎 TT

2026 年 12 月 13 日（日）

主催	波崎タイムトライアルバイク実行委員会
主管	茨城県トライアスロン協会
開催場所	波崎新漁港を中心とした周辺特設コース

本書は、大会への申込み及び参加に適用する「申込規約・誓約事項」と、競技実施に適用する「競技規則」で構成します。

第 1 部 申込規約・誓約事項

私は、「第 1 回波崎タイムトライアルバイク（通称：波崎 TT）」への参加にあたり、以下の事項を十分に理解し、同意したうえで申し込みます。

第 1 条 規則の遵守と自己管理

私は、本大会が道路及び施設等を利用して開催されることを理解し、関係法令、大会要項、本申込規約、競技規則、その他主催者が定める事項を遵守するとともに、競技役員及び大会スタッフの指示に従います。

また、自らの責任において安全管理及び健康管理を行い、体調不良その他の異常を感じた場合は、自ら競技を中止します。

第 2 条 競技特性の理解

私は、自転車競技が高速で走行する特性を有し、転倒、他の競技者との接触、機材故障、路面状況及び気象条件等によって事故や負傷が発生する可能性があることを理解しています。

また、大会が屋外の特設コースで開催されるため、緊急時の救護及び対応に時間を要する場合があることを了承します。

第 3 条 健康状態

私は、大会への参加に支障のない健康状態であることを確認したうえで参加します。

大会当日に体調不良、疾病、負傷その他競技参加に支障がある状態にある場合は、自ら参加を辞退します。

また、主催者、競技役員または医療スタッフが競技の継続が困難または危険であると判断した場合は、その指示に従います。

第 4 条 応急処置及び救護

大会中に私が負傷、疾病または事故に遭遇した場合、医師、医療スタッフ及び大会関係者が必要な応急処置及び救護を行うことに同意します。

また、緊急時に必要と判断された場合は、救急搬送その他必要な措置が行われることを了承します。

第 5 条 事故・負傷等及び補償

私は、大会参加中及び大会に付随する行事中に発生した事故、負傷、疾病、後遺障害その他の損害について、主催者その他大会関係者に故意または重大な過失がある場合を除き、主催者その他大会関係者にその責任を求めないことに同意します。

大会における補償については、主催者が加入する保険の適用範囲内であることを了承します。

自身の自転車、ヘルメット、サイクルコンピュータその他の機材・携行品については、自らの責任で管理します。

第 6 条 大会の中止・変更等

地震、津波、風水害、降雪、落雷、強風、濃霧、感染症、事故、道路・施設の状況、行政機関等からの指導その他主催者が安全な大会運営が困難と判断した場合、競技の中止、中断、短縮、コース変更、周回数変更、競技開始時刻の変更その他必要な措置を行う場合があることを了承します。

第 7 条 参加料及び返金

エントリー完了後の自己都合によるキャンセル、誤入力、重複申込みその他参加者の都合による参加料の返金はいりません。

また、主催者の責によらない事由により大会が中止または競技内容が変更された場合の参加料の取扱いについては、主催者が別途定めるものとします。

第 8 条 参加資格及び代理出走の禁止

私は、大会要項に定める参加資格を満たしていることを確認して申し込みます。

虚偽の申告、参加資格の偽装、参加権利の不正な譲渡または代理出走を禁止します。

これらが判明した場合、主催者は参加取消しまたは失格とすることができるものとします。

第 9 条 競技規則の遵守

私は、本大会が個人タイムトライアル形式で実施されることを理解し、別途定める「波崎タイムトライアルバイク競技規則」を遵守します。

特に、本大会ではドラフティングを禁止しており、キープレフト、車間距離、追越し方法その他安全及び公平な競技に必要な規則を遵守します。

規則違反が認められた場合、タイムペナルティまたは失格等の措置を受けることを了承します。

第 10 条 自転車及び装備

私は、競技に使用する自転車及び装備について、自らの責任で十分な点検・整備を行い、安全に走行できる状態で参加します。

主催者または競技役員が安全上問題があると判断した自転車・装備については、使用を認めない場合があることを了承します。

競技中は自転車競技用ヘルメットを正しく着用します。

第 11 条 未成年者

未成年者が参加する場合は、保護者が本大会の内容、本規約及び競技規則を理解し、参加に同意したうえで申し込むものとします。

第 12 条 肖像等の使用

私は、大会中に主催者または主催者が認めた者によって撮影された写真、映像等ならびに氏名、年齢、所属、競技成績等が、大会ホームページ、SNS、印刷物、報道、広報その他大会に関連する媒体に使用されることを了承します。

第 13 条 個人情報

主催者は、取得した個人情報を大会運営、参加者管理、記録・結果の公表、保険手続き、緊急時の連絡その他大会運営上必要な目的に使用します。

個人情報は、法令に基づく場合及び大会運営上必要な範囲で業務委託先等に提供する場合を除き、適切に取り扱います。

第 14 条 専属管轄及び準拠法

本大会に関して紛争が生じた場合は、日本法を準拠法とし、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条 誓約

私は、本申込規約、大会要項及び競技規則の内容を理解し、これらに同意したうえで、自己の責任において安全に十分配慮して大会に参加することを誓約します。

第2部 波崎タイムトライアルバイク競技規則

第1条 基本規則

1. 本大会は、個人タイムトライアル形式による自転車競技とする。
2. 競技者は、本競技規則、大会要項、大会当日に実施する競技説明（ブリーフィング）の内容ならびに競技役員及び大会スタッフの指示に従わなければならない。
3. 本規則に定めのない事項については、安全性及び競技の公平性を考慮し、主催者が判断する。
4. コース状況その他の事情によりローカルルールを設定する場合は、大会公式ホームページ、大会会場の公示または競技説明により通知する。
5. 大会当日に実施する競技説明への出席は必須とする。

第2条 スタート

1. 競技者は、原則としてゼッケン番号順に、主催者が指定する一定間隔で1名ずつスタートする。
2. スタート間隔は、参加人数及び競技運営上の状況により5秒～1分の範囲で主催者が決定する。
3. スタートは静止状態からの個別スタートとし、安全確保のため必要に応じて助走区間を設ける。
4. 競技者は、指定されたスタート時刻及び競技役員の指示に従ってスタートすること。
5. 指定されたスタートに遅れた場合の取扱いは、競技役員が判断する。

第3条 計測及び周回管理

1. 競技者は、指定されたコースを規定周回数走行し、その所要時間により順位を決定する。
2. 周回数は、サイクルコンピュータ等を使用し、競技者自身の責任で管理すること。
3. 計測チップ等による公式計測を実施する場合は、主催者による公式計測記録を正とする。
4. 周回不足の場合は、原則として完走扱いとしない。
5. 規定周回を完了した時点、または制限時間に達した時点で競技終了とする。
6. 制限時間は、各種目の最終競技者のスタート時刻を起点として算定する。

第4条 基本走行

1. 競技者はキープレフトを原則とし、追越しその他やむを得ない場合を除き、常にコース左側を走行すること。
2. 蛇行、急な進路変更その他、他の競技者の走行を妨害する行為を禁止する。
3. 常に前方及び周囲の安全を確認して走行すること。
4. ハンドルまたはDHバーを確実に保持し、安全な姿勢で走行すること。
5. カーブ、狭路その他危険が予想される場所では十分に減速すること。

6. 安全確保を競技上の順位・タイムより優先すること。

第5条 追越し（オーバーテイク）

1. 前走者を追い越す競技者は、後方及び周囲の安全を確認し、原則として前走者の右側から追い越すこと。
2. 追越しの際は、前走者との横方向の間隔を原則 2m 以上確保すること。
3. 前走者との車間距離が 12m 未満となった時点を追越し開始とし、25 秒以内に追越しを完了すること。
4. 追越しは、追い越す競技者の前輪先端が、追い越される競技者の前輪先端より前に出た時点で完了したものとする。
5. 追越し完了後は、安全を確認したうえで速やかにコース左側へ戻ること。
6. 追い越された競技者は、追越しを妨害するために加速してはならない。
7. 追い越された競技者は、追越し完了後、速やかに前走者との車間距離を 12m 以上確保すること。
8. カーブ、狭路その他安全な追越しスペースを確保できない場所及び主催者が指定する区間では追越しを禁止する。
9. 追越し時を除き、2 名以上の並走を禁止する。

第6条 ドラフティング

1. 本大会はドラフティング禁止レースとする。
2. 他の競技者の背後につき、空気抵抗を軽減させることを目的とした走行を禁止する。
3. 前走者との車間距離は 12m 以上を維持すること。
4. 追越しのため車間距離が 12m 未満となった場合は、第 5 条に従い 25 秒以内に追越しを完了すること。
5. 追越しを完了できない場合は、速やかに後退して前走者との車間距離を 12m 以上確保すること。
6. 追い越された競技者は、追い越した競技者の直後に留まってはならない。
7. 意図的なドラフティング、集団走行及び他の競技者の正常な追越しを妨害するブロッキングを禁止する。

第7条 ピットエリア

1. 休憩、給水、ボトル交換、軽微な機材調整等を行う場合は、指定されたピットエリアを使用すること。
2. ピットエリアへの進入及び退出時は十分に減速し、他の競技者の進路を妨害しないこと。
3. コース上でやむを得ず停止する場合は、後続競技者に十分注意し、安全な場所へ移動すること。
4. コース上で第三者から伴走、牽引その他競技上有利となる援助を受けることを禁止する。ただし、安全確保、救護その他主催者が認めた場合を除く。

第8条 自転車及び装備

1. 使用する自転車は、安全に走行できるよう十分に整備されたものとする。
2. ロードバイク、DH バーを装着したロードバイク及び TT バイクの使用を認める。

3. ブレーキは前後とも正常に作動すること。
4. 競技中は自転車競技用ヘルメットを正しく着用すること。
5. 主催者または競技役員が安全上問題があると判断した自転車または装備については、使用を禁止する場合がある。
6. DH バーを使用する場合も、カーブ、追越し、混雑時その他危険が予想される状況では、安全な操作を最優先すること。

第9条 禁止行為

1. ドラフティング。
2. 他の競技者の進路を妨害するブロッキング。
3. 追越し時を除く並走。
4. 危険な蛇行または急な進路変更。
5. 指定コースからの逸脱またはショートカット。
6. ゼッケン、計測チップ等の不正使用。
7. 代理出走。
8. 故意に他の競技者を妨害する行為。
9. 競技役員または大会スタッフの指示に従わない行為。
10. その他、安全性または競技の公平性を著しく損なう行為。

第10条 ペナルティ及び失格

1. ドラフティング違反が確認された場合は、1回につき5分のタイムペナルティを加算する。
2. 悪質なドラフティング、反復した違反、故意の妨害その他競技の公平性を著しく損なう行為については、失格とする場合がある。
3. 危険走行、ブロッキング、コース逸脱その他の規則違反については、その内容及び程度に応じて、警告、タイムペナルティまたは失格とする。
4. 安全に重大な影響を及ぼす行為については、競技役員が直ちに競技を中止させることができる。
5. ペナルティ及び失格についての最終判断は、主催者または主催者が指定する競技責任者が行う。

第11条 競技の中止・棄権

1. 競技者が競技を中止する場合は、安全な場所で停止し、速やかに最寄りの大会スタッフへ申し出ること。
2. 負傷、体調不良、機材故障その他の理由により安全な競技継続が困難と判断された場合、主催者または競技役員は競技者に競技中止を指示することができる。
3. 競技者は、競技中止の指示を受けた場合、速やかにその指示に従うこと。

第 12 条 事故及び緊急時

1. コース上で事故、負傷者その他の緊急事態を確認した場合は、安全を確保したうえで、可能な範囲で大会スタッフに連絡すること。
2. 緊急車両、救護活動その他緊急対応が必要となった場合は、競技よりも緊急対応を優先する。
3. 競技者は、警察、消防、医療スタッフ、競技役員及び大会スタッフの指示に従うこと。

第 13 条 競技の変更・中止

気象状況、コース状況、事故その他安全上または大会運営上必要がある場合、主催者は競技の一時停止、中止、競技時間の変更、コース変更、周回数変更その他必要な措置を講じることができる。

競技者は、これらの変更及び大会スタッフからの指示に従うこと。

第 14 条 ローカルルール及び最終判断

1. コース状況、気象条件、参加人数その他安全管理上の理由により、本規則の一部を変更または追加する場合がある。
2. 変更または追加事項は、大会公式ホームページ、大会会場での公示または当日の競技説明により通知する。
3. 競技中に本規則に定めのない事態が生じた場合は、安全性及び競技の公平性を考慮し、主催者が最終的に判断する。

附則

本規約及び競技規則は、第 1 回波崎タイムトライアルバイクに適用する。